

平成22年9月1日

## 社会福祉法人 都島友の会 行動計画（第2回期間および内容変更後）

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成22年9月1日～平成24年8月31日

2. 内 容

**目標1**：平成23年4月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

〈対策〉

- 平成22年6月～所定外労働の現状把握
- 平成22年7月～施設長会を通じて実態把握
- 平成22年8月～職員に対する制度導入の周知
- 平成22年9月～ノー残業デーの試行実施

**目標2**：年次有給休暇の計画的な取得の促進。（継続）

〈対策〉

- 平成19年3月～年次有給休暇の取得現状の把握
- 平成19年4月～施設ごとの年次有給休暇取得計画の策定
- 平成19年6月～職員への周知
- 平成21年3月～年次有給休暇の取得実態の把握
- 平成21年4月～年次有給休暇取得計画の策定に関する啓発実施
- 平成22年3月～年次有給休暇取得実態の把握
- 平成22年8月～年次有給休暇の計画取得に関しての再度の啓発

**目標3**：子どもが保護者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施。（継続）

〈対策〉

- 平成18年12月～職員の具体的なニーズ調査の実施と内容検討
- 平成19年4月～職員への周知・啓発
- 平成21年1月～パンフレットによる職員への周知及び啓発
- 平成22年8月～施設長会を通じての再度の周知と啓発

平成22年8月27日

## 社会福祉法人 都島友の会 行動計画（第2回期間および内容変更後）

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

3. 計画期間 平成22年9月1日～平成24年8月31日

4. 内 容

**目標1**：年次有給休暇の計画的な取得の促進。（継続）

〈対策〉

- 平成19年3月～年次有給休暇の取得現状の把握
- 平成19年4月～施設ごとの年次有給休暇取得計画の策定
- 平成19年6月～職員への周知
- 平成21年3月～年次有給休暇の取得実態の把握
- 平成21年4月～年次有給休暇取得計画の策定に関する啓発実施
- 平成22年3月～年次有給休暇取得実態の把握
- 平成22年8月～年次有給休暇の計画取得に関しての再度の啓発

**目標2**：子どもが保護者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施。（継続）

〈対策〉

- 平成18年12月～職員の具体的なニーズ調査の実施と内容検討
- 平成19年4月～職員への周知・啓発
- 平成21年1月～パンフレットによる職員への周知及び啓発
- 平成22年8月～施設長会を通じての再度の周知と啓発